

第2次五霞町まちなしごと改革アクションプラン 改革項目一覧

(計27項目)
継続22、新規5

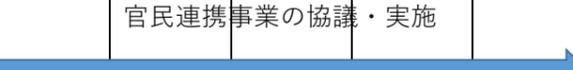
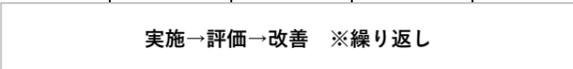
削除
新規
修正

NO.	改革項目 (担当課 ※主要担当課は◎)	取組内容	効果	成果指標・活動指標 (右記意見等により修正)	スケジュール					(進捗確認シート意見)
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1-(1)-①	オンライン手続き等の推進 (まちづくり戦略課)	国が推進するびったりサービス以外の電子申請を町独自の方式で、予約・申請・相談などを住民の方が来庁しなくても手続きができる仕組みを構築する。また、マイナンバーカードの活用も併せて検討する。	行政手続きの効率化	オンライン申請手続き：263件 デジタル郵便(SmartPOST)による郵送料削減(郵便からSmartPOSTに代えた数)：110,000円	実施→評価→改善→拡充 ※繰り返し					(改革項目の継続について) 引き続き、Logoフォーム、びったりサービスを活用したオンライン手続き、デジタル郵便(SmartPOST)を活用し郵送料削減を行う。
1-(1)-②	入札参加・電子入札等のオンライン化 (◎総務課 まちづくり戦略課)	入札参加資格、電子入札、電子契約等関係システムの導入や電子化を推進する。 ①入札指名業者登録・管理支援システム ②電子入札システム ③電子契約システム	入札手続きの効率化	入札参加資格審査(定期受付)に係る事務処理時間：50%削減 (600時間→300時間)	①導入	①導				(改革項目の継続について) 入札参加資格審査事務電子化の成果指標である事務処理時間の削減については、職員の習熟度に左右される部分があること、また、運用上の市町村システムが未導入であることから一概に効果が得られないとは言えないところである。電子入札の導入については、共同調達では費用対効果が得られないことは明白であることから、LOGOフォームの活用を検討している。
1-(1)-③	オンライン会議等の推進 (まちづくり戦略課)	会議や打合せ、研修会のオンライン化を推進する。	会議・研修会の効率化	・基準年(令和3年度)対比参加者の会議往復時間削減：300時間 ・オンライン化件数：20件						(改革項目の継続について) オンライン会議は、状況により実施できていることから、まちなしごと改革アクションプランとしては継続しない。
1-(1)-④	データのデジタル化、オープン化 (まちづくり戦略課)	庁内のデータをデジタル化して共有する。さらに、デジタル化したデータをオープンデータにして2次的利用を推進する。また、GIS利用推進に取り組む。	データの有効活用	オープンデータ登録数：20件						(改革項目の継続について) オープンデータ登録は、未公開だが18件のページが作成されていることから、まちなしごと改革アクションプランとしては継続しない。
1-(1)-⑤	EBPM(証拠に基づく政策立案)の推進 (まちづくり戦略課)	町が保有している庁内データを共有することでデータの活用を図り、より具体的な政策立案を推進する。	効果的な施策立案	EBPM活用の施策数：5件	実施→評価→改善→拡充 ※繰り返し					(改革項目の継続について) GISのデータを活用しEBPMにて施策反映は、防災訓練のみであるため、まちなしごと改革アクションプランとして継続していくが成果・活動指標の修正は無い。
1-(1)-⑥	押印廃止の推進 (◎総務課 まちづくり戦略課)	行政手続の簡略化による住民サービスの向上や業務の効率化を図るため、各種申請書等への押印の見直しを推進する。	住民の利便性向上	基準年(令和3年度)対比 押印廃止率：90%						(改革項目の継続について) 押印が必要な様式以外は、押印廃止達成率100%のため。
1-(1)-⑦	ペーパーレス化の推進 (◎総務課 まちづくり戦略課)	庁内におけるペーパーレス化を積極的に推進し、文書管理等に伴うコストを削減するとともに、業務の効率化を図るために、システム・DocuWorks・複合機・印刷機の活用を推進する。	事務経費の抑制	基準年(令和6年度)対比 ・コピー機使用料金：10%削減 ・A4用紙年間購入量：15%削減	ペーパーレス化を推進する研修の開催 ペーパーレス化に寄与する情報の提供 リユース紙・シュレッダー紙の利活用検討・仕組づくり					(改革項目の継続について) 時期によっては対前年比増となっている月もあることから、引き続きペーパーレス化の推進が必要。
1-(1)-⑧	電子決裁の推進 (◎総務課 まちづくり戦略課)	ICTを活用した働き方改革や業務の効率化を図るため、文書管理システムによる更なる決裁手続の電子化を推進する。	業務の効率化	電子決裁率：100%						(改革項目の継続について) 電子決裁率が100%のため。

NO.	改革項目 (担当課 ※主要担当課は◎)	取組内容	効果	成果指標・活動指標 (右記意見等により修正)	スケジュール					(進捗確認シート意見)	
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
1-(1)-⑤	AI・RPAの利用推進 (まちづくり戦略課)	AI・RPAを導入し、活用することで業務の効率化を図っていく。	業務効率による作業時間短縮	主な業務の作業時間削減率:100時間	検討	トライアル	実施→評価→改善→拡充 ※繰り返し			情報化推進サポートチーム員で活用について検討する。トライアルでは、スモールスタートで実証してみ、成果が出そうであれば本格運用につなげる。	
1-(1)-⑥	フリーアドレス化の推進 (まちづくり戦略課 総務課)	フリーアドレス化を取入れることで、職員の働き方改革を図る。	柔軟な働き方の実現	庁舎内の一部にフリーアドレス導入	検討	計画	準備	導入→評価→改善			
1-(2)-①	定員管理計画の見直し (◎総務課)	人口減少などの社会経済環境の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、将来的な行政需要を見据え、必要な職員数を最適化し、業務の質を維持・向上させながら、最小の職員数で最大の効果を上げる。	適正な人件費の支出	年度別職員数計画の見直し：1回/年	第1次計画評価		第2次計画評価			(改革項目の継続について) 会計年度任用職員の定数や定年延長に伴う年度別職員計画の見直しが必要。	
1-(2)-②	課内ジョブローテーションの実施 (総務課)	組織力の向上を図るため、人事異動の際の課内ジョブローテーションを実施する。	課全体の組織力向上	課内ジョブローテーションの対象となる条件を整理し、当該条件に該当する職員の異動実施人数：1人以上/部署	条件の検討・整理	試行的実施		周知・実施		(改革項目の継続について) 課全体の組織力向上のため継続。	
1-(2)-③	係制の検証 (まちづくり戦略課)	令和7年度から実施している係制について、更なる組織の動態化を進めるため、今後の係制のあり方について再度検証を行う。	組織の最適化	係制の検証回数：1回/年	実施→評価→改善 ※繰り返し					(改革項目の継続について) 令和7年4月より係制度を導入し、これまで以上に業務の専門性を高め、業務を行っていく。 (成果指標/活動指標の修正の必要性について) 係制の検証回数：1回/年	
1-(2)-④	会計年度任用職員の担当業務の明確化及び適正配置数の検証 (総務課)	会計年度任用職員の標準的な職務を明確化し、併せて適正配置数について検証する。	課全体の組織力向上及び組織の最適化	明確化された標準的な職務及び適正配置数による運用開始	標準的な職務の整理		第2次計画評価			(改革項目の継続について) 課全体の組織力向上及び組織の最適化のため継続。	
1-(2)-⑤	職員及び組織における業務量不均衡是正の実施 (◎総務課 まちづくり戦略課)	職員別・組織別年間労働時間、休暇取得日数等の基礎資料を活用・分析し、職員及び組織における業務量不均衡の是正を図る。	課全体の組織力向上	・時間外勤務時間：対前年比減 ・有給休暇取得日数及び時間：対前年比増	勤怠管理システム運用 システムデータを活用した労務管理の実施・分析					(改革項目の継続について) 課全体の組織力の向上のため継続	
1-(3)-①	人材育成システムの構築・積極的な研修 (総務課)	時代のニーズに的確に対応できる人材を育成するため、現行の人材育成基本方針を見直し、これからの目指すべき職員像を明確にする。合わせて、新たな人材育成基本方針に基づいた研修計画を策定し、組織的な育成プログラムにより、職員の資質向上と意識改革を図る。	新たな人材育成基本方針に基づいた育成プログラムの実施	・自治研修所等への派遣職員数：30人/年 ・庁内研修開催回数：10回/年 ・職員研修計画の確実な履行 ・オンデマンド研修の拡充	現方針の検証・見直し	現方針の見直し	新方針の推進		職員研修計画の策定・実施		(改革項目の継続について) 人材育成基本方針に基づいた育成プログラムの継続実施により職員の資質向上と意識改革を図る。
1-(3)-②	専門職の登用 (総務課)	多様化する住民ニーズに対応するため、必要に応じて、任期付職員制度などの多様な採用を検討し、高い技能を有する専門職の多様な人材の確保を図る。	多様な人材の確保	労務職員、保健師、自衛官OB、警察官OB等の専門職の登用を必要に応じて行う。	検討・実施					(改革項目の継続について) 多様な人材の確保のため継続が必要。	
1-(3)-③	ワーク・ライフ・バランスの推進 (総務課)	長時間労働の削減、多様な働き方の選択肢の提供、育児・介護と仕事の両立支援など、職員の多様なニーズに応じた環境整備を通じて、仕事と私生活のバランスを取り、職員の健康と仕事への意欲を維持・向上させ、組織全体の活性化を図る。	仕事と私生活家庭の両立ができる職場環境の整備	・有給休暇取得率：15%/年 ・男性職員の育児休業取得率：100% ・ノー残業デーの実施：50回以上/年 ・ストレスチェック高ストレス者対前年度比減	特別休暇 啓発・周知		多様な働き方の検討・実施		多様な働き方の制度設計		(改革項目の継続について) 仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備に努めるため継続。

NO.	改革項目 (担当課 ※主要担当課は◎)	取組内容	効果	成果指標・活動指標 (右記意見等により修正)	スケジュール					(進捗確認シート意見)	
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
1-(3)-④	人事考課制度の検証 (総務課)	令和6年度に再構築した人事評価制度を手当に反映させ、昇任や昇給等にも活用できるように精度を上げる。また、職員への制度理解を深めるため、人事評価研修を定期的に行い、職員の能力・実績を的確に把握し、人事管理や人材育成に活用する。 昇任試験を導入することで、職員の能力や適正を客観的に評価し、職位にふさわしい人材を選抜することで組織の効率的な運営に貢献する。	適正な処遇、職員配置	人事評価研修参加率：100%	試行的実施 昇任試験検討	新制度実施			昇任試験実施		(改革項目の継続について) 人材育成や適正な処遇や昇進などの人材管理に活用するため継続。
1-(3)-⑤	ノー残業デーの導入(総務課)	ノー残業デーの導入をし、業務効率化を図るとともに、ワークライフバランスの向上を図る。	課全体の組織力向上及び職員の心身の負担軽減	ノー残業デーの実施：50回以上/年 ストレスチェック高ストレス者対前年度比減							ワーク・ライフ・バランスの推進と兼ねる
1-(3)-⑥	フレックスタイム制の導入検証 (総務課)	フレックスタイム制の導入について検証し、職員の柔軟な働き方の実現を図る。	柔軟な働き方の実現	導入における検証の実施							ワーク・ライフ・バランスの推進と兼ねる
2-(1)-①	補助金の見直し (総務課)	補助金ガイドラインに基づき、既存の補助金の検証や見直しを行い、是正が必要な補助については、令和6年度末までに所要の手続きを行う。 また、町の単独補助については、3年を限度に終了し、改めて公益性、事業効果を検証し、新たな補助の必要性を検討する。	公金の適正な執行 市民活動の活性化	団体補助から事業費補助への移行率：100%							(改革項目の継続について) 目標達成のため継続不要。
2-(1)-①	受益者負担の見直し (まちづくり戦略課)	公共サービスに対する公平性を保つため、各種料金や施設の利用率など受益者負担の適正化を図る。	公共サービスに対する公平性の確保	施設予約方法・利用料支払方法の検討	一部実施準備	一部実施	一部実施評価・全施設実施準備		全実施	(改革項目の継続について) 受益者負担の見直しにおいて基本方針の決定、対象施設の洗い出しは完了したものの、「基本的な考え方」に基づいた料金徴収の実施と併せて、施設の予約・利用料支払に関して、職員・町民ともに負担の掛からない方法を検討していく必要がある。 (成果指標/活動指標の修正の必要性について) 「施設予約方法・利用料支払方法の検討」へ修正する必要あり。	
2-(1)-②	特別会計等の経営健全化(水道事業会計) (建設水道課)	水道事業運営の安定と経営の効率化を図るため、広域化にむけた関係機関との調整を進めるとともに、水道料金の適正化に向けた検討を進める。	経営健全化 一般会計補助金・出資金の抑制	一般会計補助金・出資金の抑制	実施→評価→改善 ※繰り返し					(改革項目の継続について) 広域化に向けた検討と関係機関との協議調整を実施中ではあるが、検討項目が多岐に渡るため長期になる。 (成果指標/活動指標の修正の必要性について) 「水道料金適正化に向けた検討の実施」については、広域化の方向性が定まった後に改めて検討になるため、削除したい。	

NO.	改革項目 (担当課 ※主要担当課は◎)	取組内容	効果	成果指標・活動指標 (右記意見等により修正)	スケジュール					(進捗確認シート意見)	
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
2-(1)-③	特別会計等の経営健全化 (公共下水道事業・農業集落排水事業) (建設水道課)	公共下水道と農業集落排水施設の統合による経営の合理化や広域化に向けた業務を進める。 また、特別会計から公営企業会計への移行を進めるとともに、下水道使用料の適正化に向けた検討を進める。	経営合理化 一般会計繰出金の抑制	・一般会計繰出金の抑制						(改革項目の継続について) 広域化に向けた検討と関係機関との協議調整を実施中ではあるが、検討項目が多岐に渡るため、長期になる。 (成果指標/活動指標の修正の必要性について) 「下水道使用料適正化に向けた検討の実施」については、広域化の方向性が定まった後に改めて検討になるため、削除したい。	
2-(1)-④	単独事業の見直し (まちづくり戦略課)	限られた財源を有効に活用するため、必要性、効率性、効果性の高い事業への財源の集中化が可能となるよう単独事業の見直しを行う。	効率的・効果的な行政運営	施策評価の実施 1回/年						(改革項目の継続について) 現在実施している施策評価は、決算議会報告用(主なる成果)であり、本来の施策評価につながっていない。単独事業の見直しを実施するには現在の評価の仕組みを高構築する必要がある。 (成果指標/活動指標の修正の必要性について) 施策評価の実施 1回/年	
2-(2)-①	遊休財産の利活用 (◎総務課 特定プロジェクト推進課)	公共施設の統廃合による跡地利用の検討や未利用財産の有効活用(貸付け・処分等)を推進し、管理コストの削減と歳入の確保を進める。	管理コストの削減 収入の確保	活用方針の決定数 ①道の駅「ごか」後背地 ②旧五霞町立五霞東小学校 ③情報・防災ステーション地区隣接地 ④五霞町役場跡地 ⑤五霞町立ごか南児童館	①②③ 事業者	①②③事 業開始			④⑤事 業者公	④⑤事 業開始	(改革項目の継続について) 遊休財産の活用は総合計画にも掲げる必要な取組であることから今後も項目として位置づける必要がある。 (成果指標/活動指標の修正の必要性について) 対象箇所の見直しが必要。
2-(2)-②	税外収入の確保 (まちづくり戦略課)	将来にわたり安定的な財政基盤を確立するため、ふるさと応援寄附金の拡充や企業版ふるさと納税を活用するとともに、ガバメントクラウドファンディング(GCF)を導入・運用し、税外収入の確保を図る。	収入の確保	企業版ふるさと納税活用件数: 5件 GCFの活用件数: 5件							(改革項目の継続について) 企業版ふるさと納税、GCF(ガバメントクラウドファンディング)は仕組みが構築されていることから、まちのしごと改革アクションプランとしては継続しない。
3-(1)-①	官民連携の推進 (◎特定プロジェクト推進課 まちづくり戦略課 総務課)	官民連携事業(PPP)を活用し、効率的な施設管理や業務の効率化を図る。(PFI、指定管理者、包括的民間委託、公的空間の利活用など) また、本町は、小さい町のため様々な実証実験しやすい環境である。 そのため、民間へ実証実験の場を提供することで、企業側にとって実社会で実証実験を行えるというメリットを生かし、官民連携による事業推進を図る。	まちづくりへの民間 活力の活用	官民連携に関する新たな企画が庁内において意思決定された件数: 3件							(改革項目の継続について) 現在の活動状況で成果指標3件を達成しており、包括連携や指定管理も含めると大幅な成果となる。 現在の活動に加えて、町職員や町議会議員向けの研修、さらに地域住民に向けた制度説明を行いながら、さらにスピード感を持ちながら事業を行う事ができる可能性がある。 (成果指標/活動指標の修正の必要性について) 実証実験の場の提供協議・実施から官民連携事業の協議・実施へ修正する。 包括連携協定や指定管理もPPPの枠組みの中の制度であり、官民連携事業としてカウントすることもできる。 3-(1)-③で包括連携強化の項目があるため今回はカウントしていないが今後どのように項目や成果指標を設定することが良いのか検討が必要。



NO.	改革項目 (担当課 ※主要担当課は◎)	取組内容	効果	成果指標・活動指標 (右記意見等により修正)	スケジュール					(進捗確認シート意見)
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
3-(1)-②	広域連携の推進 (まちづくり戦略課)	人口減少社会による課題に対応するため、近隣自治体との連携による事業を推進し、様々な課題解決を図る。	行政サービスの向上及び持続的提供	広域連携事業数：3件						(改革項目の継続について) 近隣自治体との連携は必要不可欠であるため、継続は必要。
3-(1)-③	包括連携の強化 (まちづくり戦略課)	地域課題を解決するに当たり、行政と民間事業者等が双方の強みを生かして協力・連携しながら解決するための包括連携協定の強化を図る。	民間のノウハウを生かした事業展開	包括連携協定数：5件						(改革項目の継続について) 引き続き民間事業者と協定を締結し、事業を推進しておくことが協創のまちづくりには必要不可欠。
3-(1)-④	市民活動への支援と活性化 (総務課)	本町においても人口減少基調が固定化し、減少傾向がさらに加速している現状の中、安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会を形成するには、これまで以上に行政区、各種団体及びNPO団体等様々な市民活動団体の協力が必要となってくる。そのため、市民活動が活発に行えるよう支援の充実を図っていく。	協創のまちづくりの推進	NPO団体設立件数：1件						(改革項目の継続について) 協創のまちづくりの推進のため継続
3-(1)-⑤	積極的な情報発信・情報共有の推進 (まちづくり戦略課)	SNSによる情報収集・情報共有の機会が増えてきている中、広報紙や町公式ホームページだけでなく、様々な媒体を活用して、交流人口・関係人口の増加を目指し、協創のまちづくりの推進を図る。	協創のまちづくりの推進	ごかりんクラブアプリの登録者数：1,600人						(改革項目の継続について) ごかりんクラブアプリの登録者数は、アプリオープンから約3年半でほぼ目標数値までできていることから、まちのしごと改革アクションプランとしては継続しない。